

令和8年度徳島県立学校等再任用教育職員選考審査実施要綱

1 対象者

(1) 暫定再任用制度の対象者

次の①～③のいずれかの要件を満たす者

- ① 徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までの者）のうち、定年退職した者。
- ② 徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までの者）のうち、現在暫定再任用中の者、定年前提再任用短時間勤務任期満了の者、又は、25年以上勤続して令和3年4月1日以後に退職した者。
- ③ 徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者）のうち、25年以上勤続して令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に退職した者。

(2) 定年前提再任用短時間勤務制の対象者

次の①・②のいずれかの要件を満たす者

- ① 徳島県公立学校の教育職員のうち、生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者で、令和8年3月31日付けで退職予定の者。
- ② 徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者）のうち、60歳に達した日以後に退職した者。

2 再任用期間

(1) 暫定再任用 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）

(2) 定年前提再任用 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日（令和7年度末に61歳の者）
令和8年4月1日から令和11年3月31日（令和7年度末に60歳の者）

3 再任用する職

従前就いていた職を考慮し、教諭、養護教諭、実習助手、又は寄宿舍指導員等の職に任用する。管理職への再任用はしない。

4 勤務時間

令和8年度の再任用教育職員については、次のア～クの勤務とする。なお、配置先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。（定年前提再任用短時間勤務制の職員はカを除く。）

ア 週23時間15分 [3日勤務]	イ 週19時間10分 [2.5日勤務]	ウ 週19時間10分 [5日勤務]
エ 週16時間 [4日勤務]	オ 週15時間30分 [2日勤務]	カ 週38時間45分 [5日勤務]
キ 週28時間45分 [5日勤務]	ク 週31時間 [4日勤務]	

5 出願手続

(1) 受付期間

令和7年11月7日(金)から令和7年11月21日(金)まで(期間厳守)

(2) 出願先

所属長を経由して徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当へ提出すること。

なお、現在勤務していない者は上記担当へ直接提出すること。

(3) 提出書類

① 令和8年度徳島県立学校再任用教育職員選考審査申込書（様式第1号）

② 健康診断書(令和7年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し)

なお、定期健康診断又は人間ドック等が未実施の場合は、結果がわかり次第送付すること。

6 選考審査の日時等

令和7年12月23日(火)・24日(水)・26日(金)を予定（出願者に対して後日連絡する。）

7 選考審査

(1) 従前の勤務成績、健康診断、面接により、総合的に審査する。

(2) 無年金となる定年退職者を優先的に任用する。

8 審査結果及び配置について

審査結果については、令和8年2月27日(金)に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮する。

9 その他

この選考審査の手続等についての問い合わせ先は、次のとおり。

徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当(電話 088-621-3130)